岡谷会ホームヘルプステーション　運営規程
（訪問介護 及び 介護予防・日常生活支援総合訪問事業第一号訪問事業）

＜ 令和 7年 5月 1日　制定 ＞

（事業の目的）

第1条　社会医療法人 健生会が開設する岡谷会ホームヘルプステーションが行う指定訪問介護等（指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合訪問事業第一号訪問事業、以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。事業所の介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という）が、要介護者である利用者の、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条　事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護保険法その他関係法令の定めに基づき、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

3　指定訪問介護等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

（事業の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとします。

（1）名称　岡谷会ホームヘルプステーション

（2）所在地　奈良県奈良市西木辻町 200 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

（1）管理者　1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）サービス提供責任者　介護福祉士　11名（常勤）

サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとします。

（3）訪問介護員

	常勤	非常勤	計
介護福祉士	12名	25名	39名

1級課程修了者	0名	2名	2名
2級課程修了者（初任者研修）	1名	17名	18名
実務者研修修了	1名	0名	1名

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

（4）事務職員　4名　必要な業務を行う。

（営業日及び営業時間・サービス提供日及び提供時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間・サービス提供日及び提供時間は、次のとおりとします。

（1）　営 業 日　月・火・水・木・金・土曜日
　　営業時間　午前9時00分から午後18時00分までとします。
　　（但し土曜日は9時00分～午後13時00分）

（2）　サービス提供日　年中無休
　　提供時間　午前7時00分から午後20時30分までとします。

（3）　上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

（事業の内容及び利用料等）

第6条　指定訪問介護等の内容は次のとおりとします。

（1）身体介護
（2）生活援助
（3）通院等乗降介助（訪問介護）

2　指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用者については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付厚生労働省告示第19号）」によるものとします。

3　利用者の居宅から、別の場所への通院等をする場合は、原則として公共交通機関の交通費実費を請求します。

4　前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとします。

（緊急時等における対応方法）

第7条　訪問介護員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は、奈良市内とします。

（衛生管理等）

第9条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲

げる措置を講じるものとする。

（1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理）

第10条　事業所は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

2　事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3　事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第 115 条の 45 の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

4　事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

（虐待防止に関する事項）

第11条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2） 虐待防止のための指針の整備

（3） 虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（業務継続計画の策定等）

第12条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（地域との連携等）

第13条　事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護等の提供を行うよう努めるものとします。

（身体拘束等の禁止）

第14条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営についての留意点）

第15条　事業所は、訪問介護員の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1　採用時研修は採用後3ヶ月及び継続研修年12回

2　事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断を定期的に実施する。

3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

5　事業所は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

附　則

この規程は、令和 7 年 5 月1日から制定する

制 定　　令和７年５月１日